

# 冬のボーナス(期末・勤勉手当)支給

—不当なピンハネ、「評価」による差別支給を中止せよ！—

冬のボーナスが現行の条例通り、12/10に支給されました。支給金額は、現行の給料表をもとに算定され、支給月数も現行条例通りです。

○冬のボーナスの基本額は、月給(算出基礎額)の2.225月分です。

(算出基礎額について)

- ・ 期末手当の算出基礎額 = (給料 + 扶養手当 + 地域手当) × 支給割合 + 職務段階別加算
- ・ 勤勉手当の算出基礎額 = (給料 + 地域手当) × 支給割合 + 職務段階別加算

※ 職務段階別加算(率)は、+0~20%

(例) 教諭 2級55号給以上は5%、123号給以上は10%

実習教員 1級99号給以上は5%、163号給以上は10%

(期末手当・勤勉手当の支給月数) 本来の月数は、

- ・ 再任用以外 期末手当1.3月 + 勤勉手当0.925月 = 2.225月
- ・ 再任用教職員 期末手当0.725月 + 勤勉手当0.45月 = 1.175月

(勤勉手当の差別支給)

「評価育成システム」の賃金リンクで、勤勉手当の一部(再任用以外0.03月分、再任用0.014月分)が全員から削られ、上位評価区分(「SS+」~「S」)に上乘せされるしくみになっています。

勤勉手当の支給月数は次の表の通りで、評価区分「SS+」と「C」では、0.45月分の較差をつけられています。例えば、55歳教諭モデルでは、年額約48万円の較差があります。

○勤勉手当の支給月数

評価区分		再任用以外	再任用教職員
特に優秀(最上位)	SS+	1.245	0.521
	SS	1.175	0.504
優秀(第二上位)	S+	1.105	0.487
	S	1.035	0.47
良好(標準)	A	0.895	0.436
やや良好でない(標準未満)	B	0.845	0.426
良好でない(標準未満)	C	0.795	0.415

※9月後半議会で給与改定

条例が可決された場合

**労働組合の団体交渉の成果 12月26日(木)差額支給!※**

団体交渉で勝ちとった地域手当(0.8%)とボーナス(0.05ヵ月)の引上げが今年4月にさかのぼって実施されるので差額が支給されます! 組合が勝ち取った成果はみんなに還元されます。組合に加入しましょう!

\\ 力を合わせて要求実現!あなたも府高教へ! //

